

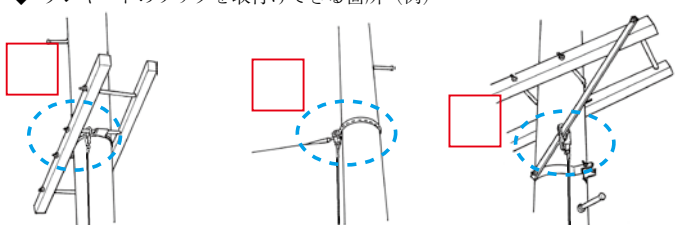
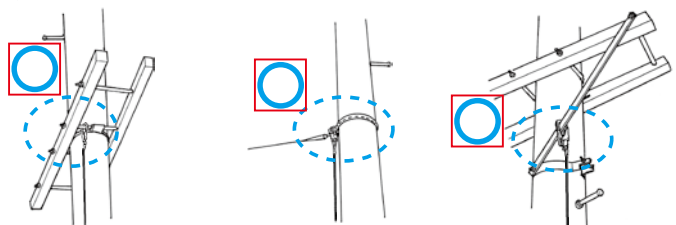
〈新旧対照表〉第4版(令和6年2月16日)

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

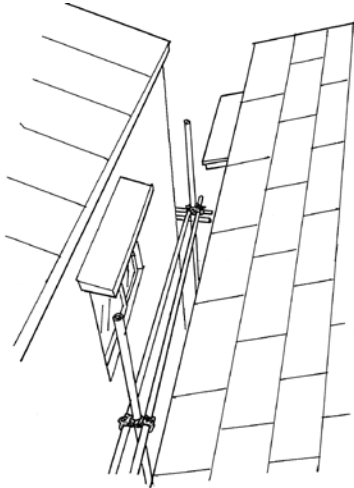
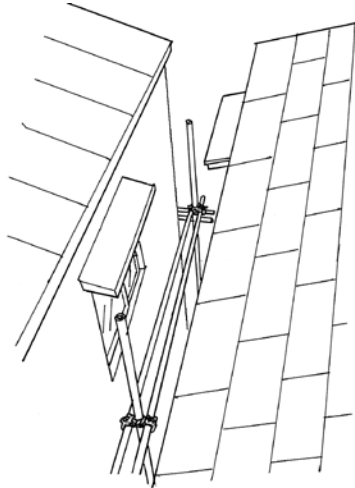
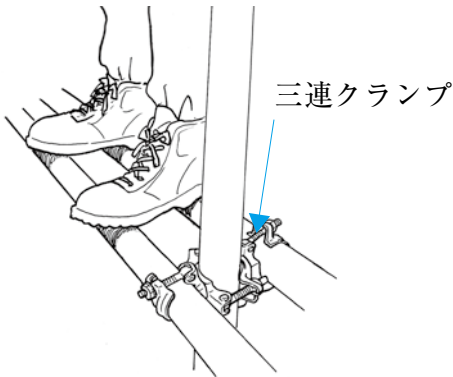
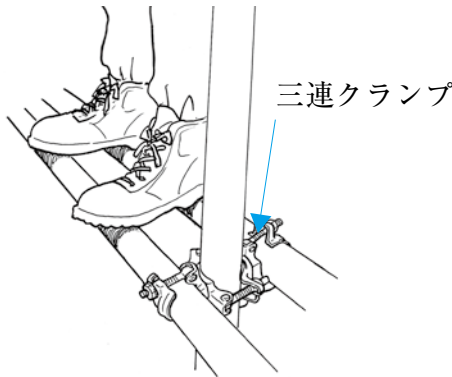
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

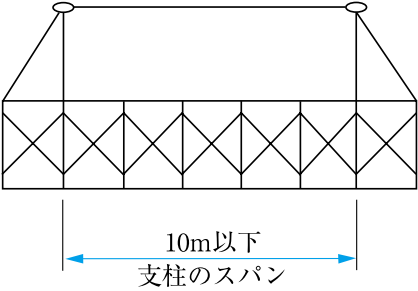
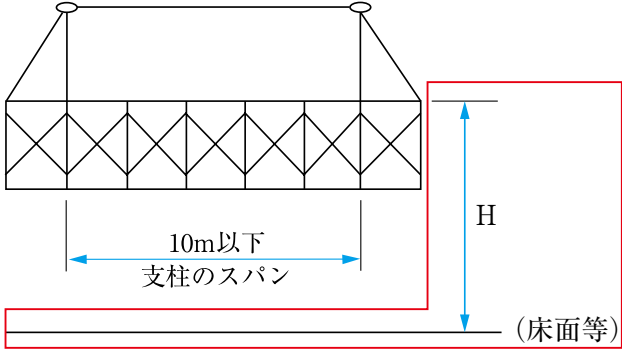
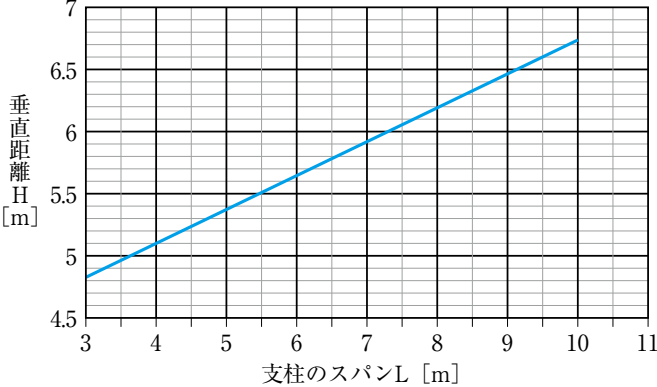
※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

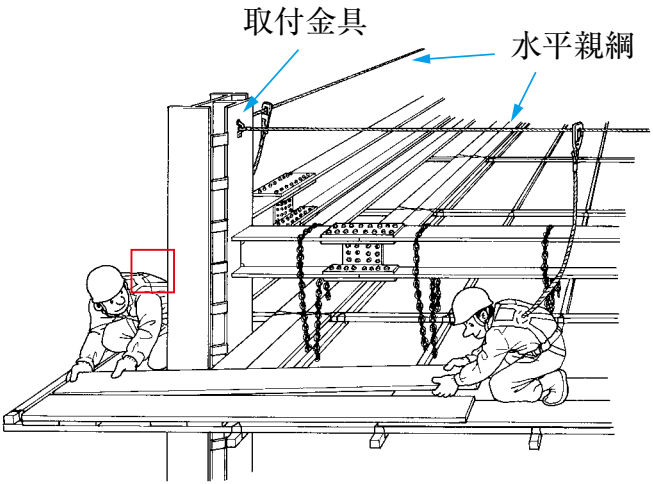
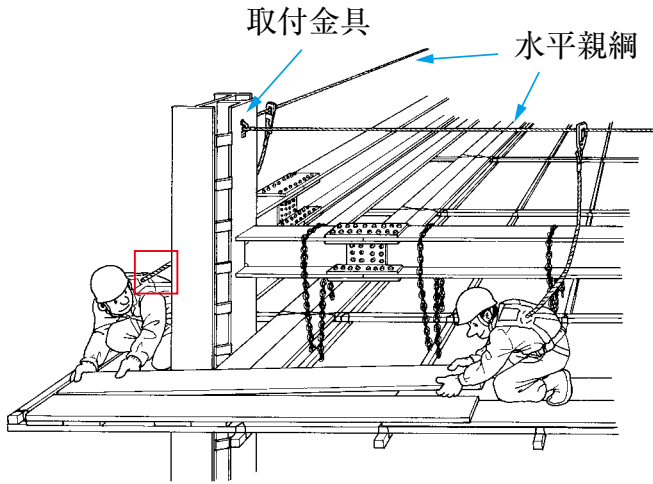
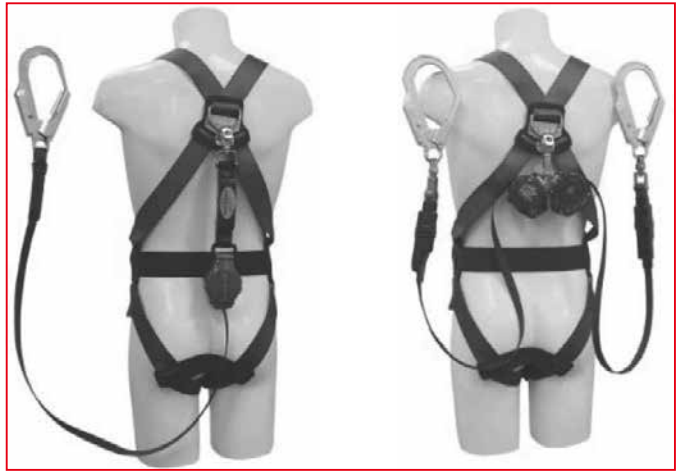

(旧版) 第3版7刷(令和5年5月24日)	(新版) 第4版(令和6年2月16日)
<p>〔表記・用語の統一(例:職場→事業所 など)〕</p> <p>※旧版から新版への変更にあたり、引用および法令に基づく部分を除き、</p> <p>・「除細動」→「電気ショック」</p> <p>上記の通り、ガイドラインの変更に基づく「表記・用語の統一」を行いました。</p> <p>なお、修正頁は割愛します。</p>	




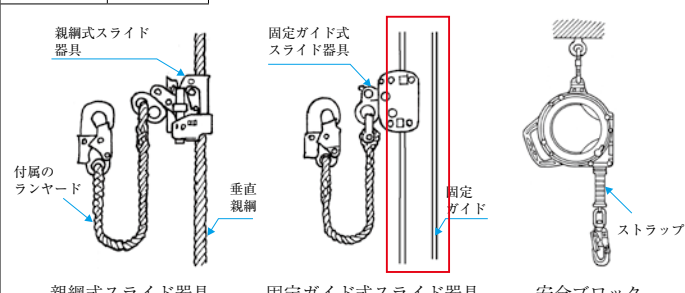
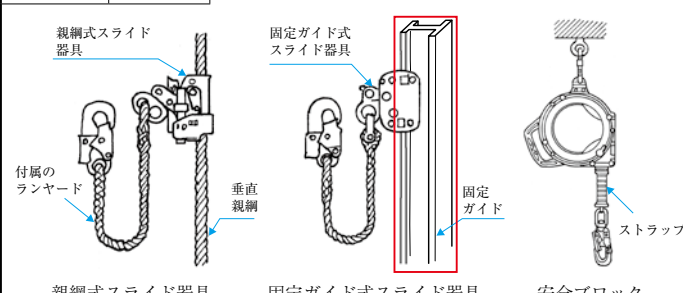
(旧版) 第3版7刷(令和5年5月24日)			(新版) 第4版(令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
3	表1-1	(赤枠を修正)	3	表1-1	
5	電柱上の作業	U字つり 電線補修作業員が電柱上において、胴ベルト型がヘルメットに掛かり宙づりとなり、さらにヘルメットのおごひもで頸部が圧迫された。	5	電柱上の作業	U字つり 電線補修作業者が電柱上において、胴ベルト型がヘルメットに掛かり宙づりとなり、さらにヘルメットのおごひもで頸部が圧迫された。
6	12行目	(1) 建築鉄骨の組立て、解体又は変更作業(鉄塔の組立て、解体又は変更作業を含む)(右記、下線部を追加)	6	12行目	(1) 建築鉄骨等の組立て、解体又は変更作業(土止め支保工、鉄塔の組立て、解体又は変更作業を含む)
7	1行目	2.1.1 建築鉄骨の組立て、解体又は変更作業(右記、下線部を追加)	7	1行目	2.1.1 建築鉄骨等の組立て、解体又は変更作業
9	13行目	※「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準」(2019.2.1施行)(下線部を修正)	9	13行目	※「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準」(2019.12.12施行)
9	14行目	2) 鉄骨等への水平親綱の取扱い方法 鉄骨等への水平親綱の緊結方法を図2-6に示す。(下線部を修正)	9	14行目	2) 土止め支保工等への水平親綱の取扱い方法 土止め支保工等への水平親綱の緊結方法を図2-6に示す。
10	12行目	柱上作業では、フックを掛ける構造物(腕金バンド、アームタイ等)が頭上にあることが多いため、フルハーネス型のランヤードのフックを頭上に取付けることは容易である。(右記、下線部を追加)	10	12行目	柱上作業では、フックを掛ける構造物(腕金のUバンド、アームタイ等)が頭上にあることが多いため、フルハーネス型のランヤードのフックを頭上に取付けることは容易である。
11	図2-8	(赤枠を修正)	11	図2-8	
<p>◆ ランヤードのフックを取付けできる箇所(例)</p>  <p>腕金のUバンド(ボルト部分) 支線バンド(ボルト部分) アームタイ</p>			<p>◆ ランヤードのフックを取付けできる箇所(例)</p>  <p>腕金のUバンド(ボルト部分) 支線バンド(ボルト部分) アームタイ</p>		

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
13	図2-10	(赤枠を修正)	13	図2-10	
<p>図2-10 地上からの主綱等の設置 (例)</p> <p>この図は、地上からの主綱等の設置を示しています。図には、フック金具、安全ブロック、主綱、親綱固定ロープ、ウエイトバケットによる主綱固定の例などが描かれています。赤枠で囲まれた部分には、主綱（垂直親綱）の脱落を防ぐための措置が示されています。</p>			<p>図2-10 地上からの主綱等の設置 (例)</p> <p>この図は、地上からの主綱等の設置を示しています。図には、フック金具、安全ブロック、主綱、親綱固定ロープ、ウエイトバケットによる主綱固定の例などが描かれています。赤枠で囲まれた部分には、主綱（垂直親綱）の脱落を防ぐための措置が示されています。</p>		
15	8行目	<p>3) 作業床を設けることができない<u>一側足場</u>での作業 (図2-14参照)</p> <p>作業床を設けることができない<u>一側足場</u>は、本足場が設置できない狭い場所で、木造家屋等低層住宅での塗装等の軽作業や飛散防止の養生用などで使用されることがあり、1本の建地 (支柱) に1本又は2本の単管材 (2本の布材を1本の建地の両側に沿うように取付けたものを「抱き足場」という。) を取付け、その上に足を乗せて作業を行う仮設の足がかりである。</p> <p>狭い敷地において、ブラケット一側足場での作業床の設置が困難な箇所では、簡易的な抱き足場を設置して作業を行うことがある。</p> <p>抱き足場で作業を行う場合は、安全帯のランヤードのフックを上層の布材等の堅固な部分に掛けて作業を行う。 (下線部を修正)</p>	15	8行目	<p>3) 作業床を設けることができない<u>足場</u>での作業 (図2-14参照)</p> <p>作業床を設けることができない<u>足場</u> (仮設の足がかりのことをいう。) は、本足場が設置できない狭い場所で、木造家屋等低層住宅での塗装等の軽作業や飛散防止の養生用などで使用されることがあり、1本の建地 (支柱) に1本又は2本の単管材を取付け、その上に足を乗せて作業を行う仮設の足がかりである。</p> <p>足がかり上で作業を行う場合は、安全帯のフックを上層の布材等の堅固な部分に必ず掛けて作業を行う。</p>

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
15	図2-14	(赤枠を修正)	15	図2-14	
					
					
<p>図2-14 作業床を設けることができない<u>一側足場</u> (例)</p>			<p>図2-14 作業床を設けることができない<u>足場</u> (例)</p>		
16	下から1行目	[(一社) 仮設工業会「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器等の使用基準」(2019.2.1施行)] より。 (下線部を修正)	16	下から4行目	[(一社) 仮設工業会「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器等の使用基準」(2019.12.12施行)] より。
17	10行目	(b) 支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面又は機械設備等との垂直距離は、親綱のたわみ量等を考慮し、6.75m以上 [※] とする。 <u>※6.75mを満足できない場合は、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いるなど、落下距離を小さくする措置を講じる。</u> (下線部を修正)	17	7行目	(b) 支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面又は機械設備等との垂直距離Hに応じて使用することのできる支柱の スパンLは、次式により算出した値以下であること。 $L = \frac{40}{11}(H-4) \text{ (m)}$ <u>L：支柱のスパン (m)</u> <u>H：作業床と衝突のおそれのある床面または機械設備等との垂直距離 (m)</u>

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
17	図2-16	(右記、赤枠を追加)	17	図2-16	
 <p>10m以下 支柱のスペン</p> <p>図2-16 支柱のスペン</p>			 <p>10m以下 支柱のスペン</p> <p>H</p> <p>(床面等)</p> <p>図2-16 支柱のスペン</p>		
17	図2-16の横	(グラフ及び注書きの追加)	17	図2-16の横	
			<p>(参考)</p>  <p>垂直距離 H [m]</p> <p>支柱のスペン L [m]</p> <p>図2-17 支柱のスペン(L)と垂直距離(H)の関係[※1]</p> <p>※1は、現在(一社)仮設工業会の認定品として、製造されているものを対象として、最も垂下量が大きくなるa～cの条件で行った実験により求めたものである。</p> <p>a 支柱は直交型を使用し、その向きはお互いに外向き(H形鋼から外れる向き)。</p> <p>b 落下体に100kgのトルソー、墜落制止用器具に100kg用フルハーネス型(第一種ショックアブソーバ付き)を使用</p> <p>c D環の高さが1.45m</p> <p>(※以下、図番送り)</p>		

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
18	図2-19	(赤枠を修正)	18	図2-19	
					
図2-19 つり棚足場の解体 (例)			図2-19 つり棚足場の解体 (例)		
39	7行目	したがって、 <u>5mを超える箇所がフルハーネス型を使用する高さの目安で、それ以下の高さにおいては、墜落時に作業者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型を使用することができる</u> (表1-1 No.1 参照)。 (下線部を修正)	39	7行目	したがって、 <u>胴ベルト型を使用することができる高さの目安は、5m以下とすべきであること。これよりも高い箇所で行う場合は、フルハーネス型を使用すること</u> (表1-1 No.1 参照)。
43	6行目	(4) 移動時のフックの掛け替え時の墜落を防止するため、フルハーネス型のフック(ランヤード)を2本使用する二丁掛けが望ましい (図1-11、写真1-21(b)参照)。 (下線部を修正)	43	6行目	(4) 移動時のフックの掛け替え時の墜落を防止するため、 <u>二丁掛けタイプ</u> が望ましい (図1-11、写真1-21(b)参照)。
43	写真1-21	(赤枠を修正)	43	写真1-21	
					
(a) シングルランヤード (b) ダブルランヤード			(a) シングルランヤード (b) ダブルランヤード		
写真1-21 シングルランヤードとダブルランヤード(例)			写真1-21 シングルランヤードとダブルランヤード(例)		

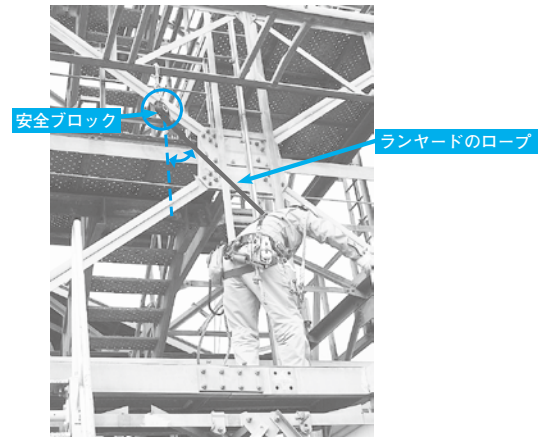
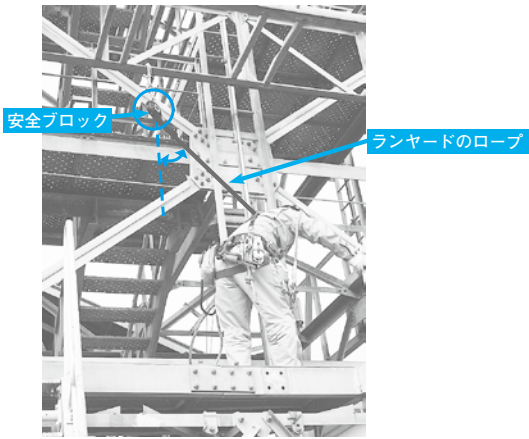
(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
43	写真1-21の下	(赤枠を追加)	44	図1-12	<div data-bbox="813 280 1492 750" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【二丁掛けで使用する際の注意点】</p> <p>ランヤードごとにショックアブソーバーが付いている二丁掛け安全带(図1-12右側b)の場合、フックを2個掛けた状態で落下すると、ショックアブソーバー付きの二丁掛けランヤード(図1-12左側a)1本に比べて身体へ作用する荷重が約2倍近い強い衝撃荷重が加わる可能性がある。</p> <p>2本の同じ長さのシングルランヤードを組み合わせて使用する場合(図1-12右側b)、フックの掛替え以外の二丁掛けは、落下阻止時に加わる衝撃荷重が高くなるため、行わないこと。</p> <p>二丁掛けの状態で作業するときは、ダブルランヤード(図1-12左側a)を使用すること。</p> </div>  <p>図1-12 衝撃荷重の比較</p>
47	2行目	② 装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態 で 負荷をかけ、フルハーネス各部に異常がないかどうかを点検する。 (下線部を削除)	48	2行目	② 装着後、フルハーネス各部に異常がないかどうかを点検する。
53	3行目	(赤枠を修正)	54	3行目	<p>① 1ストランド(1撚り)中7ヤーン以上破損又は焼損したもの。</p> 
58	7行目	(赤枠を修正)	59	7行目	<p>① 1リード(1撚り)内に7ヤーン以上破損又は焼損したもの。</p> 
 <p>図4-1 関連器具の種類(例)</p>			 <p>図4-1 関連器具の種類(例)</p>		
63	1行目	④ 安全ブロックの取付け位置から鉛直線に対して30度の範囲内で使用する。安全ブロックから横にずれた位置での作業中に墜落すると、振り子のように大きく振られながらの墜落になり、構造物等に激突し重篤な災害につながるおそれがあるため、できる限り安全ブロックの取付点の直下で使用する ことが望ましい。 (下線部を修正)	64	1行目	④ 安全ブロックの取付け位置から鉛直線に対して30度以下の範囲内で使用する。安全ブロックから横にずれた位置での作業中に墜落すると、振り子のように大きく振られながらの墜落になり、構造物等に激突し重篤な災害につながるおそれがあるため、できる限り安全ブロックの取付点の直下で使用する ことが望ましい。

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)

(新版) 第4版 (令和6年2月16日)

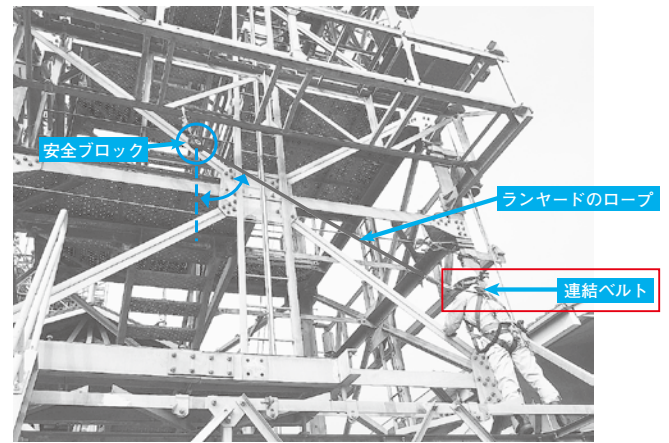
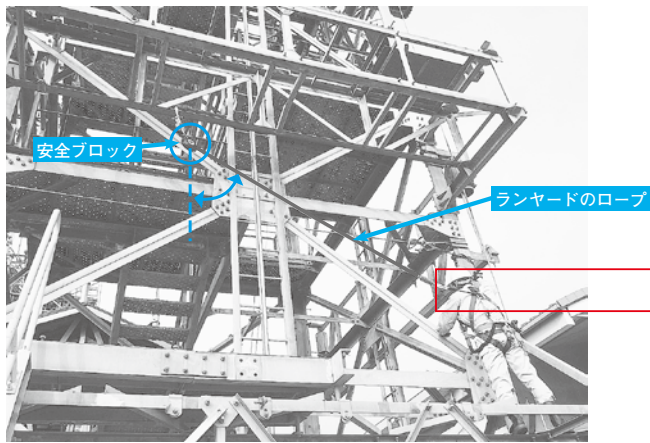
頁	箇所	内容
63	写真4-5	(赤枠を修正)

頁	箇所	内容
64	写真4-5	



○安全ブロック取付点から30度の範囲内で使用

○安全ブロック取付点から30度以下の範囲内で使用



✕30度以上の範囲で使用

✕30度以上の範囲で使用

写真4-5 安全ブロックの使用方法

写真4-5 安全ブロックの使用方法

81	表4-1	(赤枠を修正)
----	------	---------

83	表4-1	
----	------	--

部位	点検事項
帽体	<ul style="list-style-type: none"> ・縁が欠け又は折れていないか。 ・衝撃の跡がないか。 ・すり傷が多くないか。 ・著しい汚れがないか。 ・取付部以外に穴があいていないか。 (注) 製造メーカーによって定められた位置に通気等の目的で穴があいている箇所以外の穴をいう。
衝撃吸収ライナー (発砲スチロール等)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱、頭髮油によって変形していないか。 ・著しく汚れていないか。 ・著しい傷、割れがないか。
着装体	<ul style="list-style-type: none"> ・改造されていないか。 ・環ひもが伸び、又は著しく汚れていないか。 ・縫い目がほつれていないか。 ・ヘッドバンドが損傷していないか。 ・汗、油等によって著しく汚れていないか。 ・あごひものバックルが損傷し、又は緩みがないか。 ・成形ハンモックに傷がついていないか。

部位	点検事項
帽体	<ul style="list-style-type: none"> ・縁が欠け又は折れていないか。 ・衝撃の跡がないか。 ・すり傷が多くないか。 ・著しい汚れがないか。 ・取付部以外に穴があいていないか。 (注) 製造メーカーによって定められた位置に通気等の目的で穴があいている箇所以外の穴をいう。
衝撃吸収ライナー (発砲スチロール等)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱、頭髮油によって変形していないか。 ・著しく汚れていないか。 ・著しい傷、割れがないか。
着装体	<ul style="list-style-type: none"> ・改造されていないか。 ・環ひもが伸び、又は著しく汚れていないか。 ・縫い目がほつれていないか。 ・ヘッドバンドが損傷していないか。 ・汗、油等によって著しく汚れていないか。 ・あごひものバックルが損傷し、又は緩みがないか。 ・成形ハンモックに傷がついていないか。

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
85	1行目	<p>(2) 高さが5m未満の場合の胴ベルト型の救助方法の一例</p> <p>① 可搬式作業台を用いて救出する方法 (写真5-1参照)</p> <p>高さが5m未満の作業床端部、開口部等から墜落した場合、宙づりになった被災者の位置が低いため、高さ1.7m程度の可搬式作業台等があり、事前に救出方法等が検討され、関係者への教育が行われていた場合には、比較的救出が容易である場合が多い。</p> <p>(下線部を修正)</p>	87	1行目	<p>(2) 高さが5m以下の場合の胴ベルト型の救助方法の一例</p> <p>① 可搬式作業台を用いて救出する方法 (写真5-1参照)</p> <p>高さが5m以下の作業床端部、開口部等から墜落した場合、宙づりになった被災者の位置が低いため、高さ1.7m程度の可搬式作業台等があり、事前に救出方法等が検討され、関係者への教育が行われていた場合には、比較的救出が容易である場合が多い。</p>
88	図5-3	(赤枠を修正)	90	図5-3	
<p>The flowchart (旧版) starts with '1 安全確認' (Safety check). If '2 反応なし' (No response), it goes to '3 119番通報・AED依頼 通信指令員の指導に従う' (Call 119/AED request, follow instructions). A decision '4 呼吸は?' (Breathing?) follows. If '呼吸あり' (Breathing), it says '様子をみながら 応援・救急隊を待つ' (Monitor while waiting). If '呼吸なし' (No breathing) or '死戦期呼吸 *1' (Agonal breathing), it says 'わからないときは 胸骨圧迫を開始する' (Start CPR if unsure). Step '5' is 'ただちに胸骨圧迫を開始する 強く(約5cm) *2 速く(100~120回/分) 絶え間なく(中断を最小にする)' (Start CPR immediately, strong, fast, continuous). Step '6' is '人工呼吸の技術と意思があれば 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ' (If skilled, combine 30 CPR and 2 breaths). Step '7' is 'AED装着' (Attach AED). A decision '心電図解析 電気ショックは必要か?' (ECG analysis, shock needed?) follows. If '必要あり' (Yes), '電気ショック ショック後ただちに 胸骨圧迫から再開 *3' (Shock, then resume CPR). If '必要なし' (No), 'ただちに 胸骨圧迫から再開 *3' (Resume CPR immediately). Step '8' is '救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や 目的のある仕草が認められるまで続ける' (Continue until handover or signs of life).</p>			<p>The flowchart (新版) starts with '1 安全確認' (Safety check). A decision '2 反応はあるか?' (Response?) follows. If 'あり' (Yes), '具合を尋ねる' (Ask condition). If 'なし・判断に迷う' (No/unclear), it goes to '3 大声で応援を呼ぶ 119番通報・AED依頼 通信指令員の指導に従う' (Call 119/AED request, follow instructions). A decision '4 普段どおりの呼吸はあるか?' (Normal breathing?) follows. If 'あり' (Yes), '様子をみながら 応援・救急隊を待つ' (Monitor while waiting). If 'なし・判断に迷う' (No/unclear), it goes to '5 ただちに胸骨圧迫を開始する 強く(約5cm) *1 速く(100~120回/分) 絶え間なく(中断を最小にする)' (Start CPR immediately, strong, fast, continuous). Step '6' is '人工呼吸の技術と意思があれば 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ' (If skilled, combine 30 CPR and 2 breaths). Step '7' is 'AED装着' (Attach AED). A decision '心電図解析 電気ショックは必要か?' (ECG analysis, shock needed?) follows. If '必要あり' (Yes), '電気ショック ショック後ただちに 胸骨圧迫から再開 *2' (Shock, then resume CPR). If '必要なし' (No), 'ただちに 胸骨圧迫から再開 *2' (Resume CPR immediately). Step '8' is '救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や 目的のある仕草が認められるまで続ける' (Continue until handover or signs of life).</p>		
(JRC 蘇生ガイドライン ²⁰¹⁵ より引用)			(JRC 蘇生ガイドライン ²⁰²⁰ より引用)		
図5-3 一次救命処置の手順			図5-3 一次救命処置の手順		

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
94	3行目	(赤枠を修正)	96	3行目	
<p>合計 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 胴ベルト型を使用していたが、地上等へ衝突した (5件) ② フックが外れる等で地面等へ衝突した (10件) 			<p>合計 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 胴ベルト型を使用していたが、地上等へ衝突した (5件) ② フックが外れる等で地面等へ衝突した (10件) 		
内 訳			内 訳		
<p>① 胴ベルト型を使用していたが、地上等へ衝突した (5件)</p> <p>U字つり用胴ベルト型を使用して降柱中に、バランスを崩して墜落した。</p>			<p>① 胴ベルト型を使用していたが、地上等へ衝突した (5件)</p> <p>U字つり用胴ベルト型を使用して降柱中に、バランスを崩して墜落した。</p>		
<p>② 胴ベルト型を使用していたが、地上等へ衝突した (10件)</p> <p>◆ D環からフックが外れた等 (死亡1件を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U字つり用胴ベルト型のフックがD環にきちんと掛かっておらず、ランヤードが緩んだときフックが外れ落下した。 ・ U字つり用胴ベルト型のフックを誤って電動工具用カラビナに取付けた状態で作業中、フックが外れて墜落した。 			<p>② フックが外れる等で地面等へ衝突した (10件)</p> <p>◆ D環からフックが外れた等 (死亡1件を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U字つり用胴ベルト型のフックがD環にきちんと掛かっておらず、ランヤードが緩んだときフックが外れ落下した。 ・ U字つり用胴ベルト型のフックを誤って電動工具用カラビナに取付けた状態で作業中、フックが外れて墜落した。 		
<p>出典：災害データは、厚生労働省「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」より引用</p>			<p>出典：災害データは、厚生労働省「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会」より引用</p>		
96	11行目	(赤枠を修正)	98	11行目	
<p>① フックの掛け替えが予想される場合は、二丁掛けが行えるよう 2本のランヤードをD環に取付けて使用する。</p> <p>② 二丁掛けの作業方法、手順をあらかじめ定め、作業者に徹底する。</p> <p>③ 万が一、宙づりになった時のことを想定し、フルハーネス型を着用し、落下時の身体への衝撃を緩和するため、<u>ショックアブソーバ付きランヤード</u>を使用する。また、落下距離を少なくするため、巻取り機能付きランヤードを使用することが望ましい。</p>			<p>① フックの掛け替えが予想される場合は、二丁掛けが行えるよう 2本のランヤードをD環に取付けて使用する。</p> <p>② 二丁掛けの作業方法、手順をあらかじめ定め、作業者に徹底する。</p> <p>③ 万が一、宙づりになった時のことを想定し、フルハーネス型を着用し、落下時の身体への衝撃を緩和するため、<u>ショックアブソーバ付きダブルランヤード</u>を使用する。また、落下距離を少なくするため、巻取り機能付きランヤードを使用することが望ましい。</p>		
対 策			対 策		

(旧版) 第3版7刷 (令和5年5月24日)			(新版) 第4版 (令和6年2月16日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
122	—	(第567条を追加)	124	下から 3行目	(点検) 第567条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。 1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 4 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無 5 幅木等の取付状態及び取り外しの有無 6 脚部の沈下及び滑動の状態 7 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無 8 建地、布及び腕木の損傷の有無 9 突りようかつり策との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能 3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。 1 当該点検の結果及び点検者の氏名 2 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容
143	22行目	第8 特別教育 事業者は、高さ2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。 (右記、下線部を追加)	146	22行目	第8 特別教育 事業者は、高さ2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。(P. 130参照)